



鳥取県公報

平成17年11月 8日(火)
第 7 7 3 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (826) (西部総合事務所福祉保健局) 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (827) (＃) 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (828) (＃) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (829) (米子保健所) 2
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (830) (経済交流課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (831) (＃) 4
	家畜伝染病の発生 (832) (畜産課) 4
	県営土地改良事業計画の決定 (833) (耕地課) 4
	土地改良事業の同意 (834) (＃) 5
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (835～837) (森林保全課) 5
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (838) (治山砂防課) 7
調達公告	落札者の決定 (出納室) 7
正 誤	平成17年 9月20日付鳥取県監査委員公告第 8号中訂正..... 8
	平成17年10月25日付鳥取県公報号外第174号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第826号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月 8日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目120	有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目120	居宅介護	平成17年 1月15日

鳥取県告示第827号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目120	有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目120	居宅介護	平成17年1月15日

鳥取県告示第828号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目120	有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目120	居宅介護	平成17年1月15日

鳥取県告示第829号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年11月8日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
車尾診療所	米子市車尾二丁目14 - 55	平成17年10月21日

鳥取県告示第830号

平成17年鳥取県告示第625号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したホームプラザナフコ米子東店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見の概要

(1) 交通渋滞の防止及び交通安全の確保について

ア 指摘事項

- (ア) 国道9号線は、交通量が多く、既に交通渋滞の多発地点であり、その道幅も広くなく、片側一車線である。
- (イ) 店舗への出入口の主なもの、二つの国道9号線からのもので、当該二つの出入口は至近距離にあり、国道9号線佐陀交差点から出入口までの距離も短い。
- (ウ) 店舗北側出入口の位置がわかりにくく、わずかな利用しか見込めず、その道幅が狭く危険である。
- (エ) 出入口に進入するための右折車線がない。
- (オ) 駐車場の収容台数が指針（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示第85号）をいう。）による必要台数を満たしておらず、極端に少ない。
- (カ) 廃棄物運搬車両及び荷さばき車両が駐車場の端から端までを横断して運行することとなる。

イ アにより次の事項が予測される。

- (ア) 国道9号線及び店舗北側出入口付近の町道における交通渋滞の悪化及び交通事故の発生
- (イ) 店舗周辺の路上駐車による交通事故の発生
- (ウ) 歩行者の交通事故の発生
- (エ) 駐車場内における交通事故の発生

ウ イの対策として次の事項を要望する。

- (ア) 店舗の規模に対し駐車場の収容台数が少なく、出入口も危険なため、店舗の規模を大幅に縮小すること。
- (イ) 国道9号線に出入口に進入するための右折車線を設置すること。
- (ウ) すべての出入口及び駐車場内に交通整理員を常時配置すること。
- (エ) 廃棄物運搬車両及び荷さばき車両の出入口について再検討すること。
- (オ) 来店車両による周辺道路の交通渋滞の発生を防止すること。
- (カ) 歩行者及び自転車の安全を確保すること。
- (キ) 周辺道路の不法駐車対策を行うこと。

(2) その他

- ア 暴走族対策を行うこと。
- イ 夜間に若者のたまり場とならないよう配慮すること。
- ウ 青少年の万引防止対策を徹底すること。
- エ 店舗周辺にゴミが散乱しないよう配慮すること。
- オ 朝の出勤時間帯の交通渋滞により騒音が激しくなることが予想されるため、駐車場の利用開始を午前8時30分からにすること。
- カ アイドリングストップ、空ぶかし禁止等を表示する看板を設置すること。

2 縦覧に供する期間

平成17年11月8日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第831号

平成17年鳥取県告示第706号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した本の学校今井ブックセンターに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村

米子市

2 米子市の意見の概要

騒音レベルの夜間の予測最大値が、一部の地点で騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項に規定する規制基準を超過しているため、原因となる音源に対する対策が必要である。

3 縦覧に供する期間

平成17年11月8日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

鳥取県告示第832号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネネ病	牛	患畜	1	東伯郡琴浦町大字湯坂37	平成17年10月31日

鳥取県告示第833号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業北条中央地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成17年11月8日から同月28日まで
- 3 縦覧に供する場所
北栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行なう土地改良事業（農村振興総合整備統合補助事業大和地区暗渠排水）について、平成17年10月31日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第835号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字大呂字イブチ969から971まで、字追尾南972、973の1、973の2、字大ヌケ974の1、975から984まで、985の1、985の2、字隠谷986の1から986の3まで、987、988、989の1、990、991、992の1、992の2、993、994の1、995の1、996の1、997の1、997の3、997の4、998の1、998の3から998の5まで、998の7、998の8、999、1000の1、1001の1、1002の1、1007、1008、大字芦津字柳ヶ谷533、554、555の1から555の3まで、555の4（次の図に示す部分に限る。）、557、字釣掛ヶ558から571まで、572の1、572の2、573、574
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第836号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字郷原字奥山472の1から472の5まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第837号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町馬佐良字長峰550、馬場字掛谷88、字大谷奥山804、伐株字宮ノ上290の1、291、字宮ノ前308

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第838号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

本高地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市本高字アチラ谷158	1号
鳥取市本高字アチラ谷500	2号及び3号
鳥取市本高字下モノ谷ノ一504	4号
鳥取市本高字下モノ谷ノ一505	5号及び6号
鳥取市本高字下モノ谷81-6	7号
鳥取市本高字下モノ谷87地先水路敷	8号
鳥取市本高字下モノ谷144-1地先道路敷	9号
鳥取市本高字土居ノ下夕143-4	10号

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 調達物品の名称及び数量 | 第5書庫集密書架 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成17年10月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社愛進堂
鳥取市商栄町221-1 |
| 5 落 札 金 額 | 55,597,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |

- 6 入 札 公 告 日 平成17年9月6日
7 落 札 方 式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成17年9月20日付鳥取県監査委員公告第8号（監査結果に基づき知事が講じた措置の公表について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 29

欄 左欄

行 下から1

誤 加盟り選出された

正 加盟団体による会員制度を採り入れ、当該加盟団体より選出された

平成17年10月25日付鳥取県公報号外第174号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 14

誤 366,144千円

正 357,144千円